

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から11年3月までの期間及び12年4月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年5月から11年3月まで
② 平成12年4月から13年3月まで

私が20歳になった平成10年*月ごろ、年金手帳と国民年金保険料納付書が送付されてきた。当時の保険料は1万3,000円程度だったと思うが、当時は、働いていて収入があったので、毎月、母親に納付書とともに保険料を預け、市内の銀行で振り込んでもらっていた。

しかし、社会保険庁(当時)の記録では、申立期間①は国民年金保険料の申請免除期間となっており、申立期間②は未納期間となっている。申立期間当時、私には収入があり、免除を受けられるはずもなく、未納期間があることにも納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金保険料については、毎月、母親に納付書とともに保険料を預け、市内の銀行で振り込んでもらっていた。」と主張しているが、申立人は、国民年金保険料の納付に関与していない上、申立期間において、申立人の保険料を納付していたとする母親の記憶は曖昧であり、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①について、申立人は、「当時は収入があったので、国民年金保険料の免除を受けられるはずはない。」と主張しているが、オンライン記録によれば、申立期間①については、申立人及び当時申立人と同居していたその両親について、いずれも平成10年5月29日に国民年金保

険料の免除申請が行われ、同年9月29日に免除承認されている上、当時の国民年金保険料の免除は、原則として、世帯員全員の所得額の合計額を基準に行われていたことや、申立人の同年5月及び同年6月に係る国民年金保険料について、免除承認後の同年10月27日に還付決議され、同年11月27日に申立人名義の口座振込通知書が作成されていることを踏まえると、申立期間①は申請免除期間とされていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によれば、当時申立人と同居していた申立人の両親共に、国民年金保険料は未納となっている上、平成13年7月10日に申立人に係る過年度納付書が作成されていることから、申立期間②において未納期間があったことが推認できる。

加えて、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 690 (事案 114 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の平成 2 年 12 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月から 5 年 3 月まで

平成 4 年 12 月ごろ、母親が A 町 (現在は、B 市) 役場に行き、私の国民年金の加入手続をし、同年 12 月以降の国民年金保険料は、母親が町の年金徴収員を通じて納付していた。加入手続の後、どこから送付されたかは分からないが、2 年 12 月から 4 年 11 月までの国民年金保険料の納付書が 2 度も送られてきたため、母親が、郵便局で納付した。このときの領収書は無いが、納付した国民年金保険料は 20 数万円だったと思う。

今回は、平成 3 年 4 月から 5 年 3 月までの申立てを行い、年金記録の訂正は必要ではない旨の通知をもらったが、納付したのは 2 年 12 月からだったので、再度調査し、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 3 年 4 月から 5 年 3 月までに係る申立てについては、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の納付金額や納付方法についての記憶も曖昧であること、母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、20 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料を納付した期間は平成 2 年 12 月から

であったとして、再度調査してほしいと主張しているが、申立人が 25 歳になる前の同年 12 月から 4 年*月までの期間について、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親に聴取しても、当時の記憶は曖昧（申立人の母親は、納付したとする保険料の金額についても、B 市役所で教示を受けたとしている。）である上、母親が納付したとする郵便局においても、当時の記録は無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親は、申立人が 25 歳になった平成 4 年*月以降の国民年金保険料については、町の年金徴収員を通じて納付した旨主張しているが、平成 4 年度及び 5 年度の A 町の国民年金保険料収滞納一覧表（記号番号別及び納税組合別）には申立人の氏名は確認できない上、A 町の国民年金保険料収滞納一覧表（口座振替一覧）及び申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立人の納付記録は平成 5 年 4 月以降となっており、当該記録は、オンライン記録と一致している。

上記のことから、申立人の母親の主張に沿って、再度調査しても、申立期間について、母親が申立人の国民年金保険料を納付した形跡は確認できず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和48年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和42年からA社に勤務しており、途中で、A社は解散し、B社に社名が変わったが、49年4月までB社で継続して勤務していた。

勤務している間は厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間①をA社の厚生年金保険被保険者期間、申立期間②をB社の厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びA社から経営を引き継いだB社に勤務していたとする同僚二人の回答から、申立人は、申立期間において、A社及びB社に継続して勤務していたものと推認される。

しかし、申立期間①について、オンライン記録によると、A社は昭和48年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、B社の元事務長は、「昭和48年3月分の給与関係を担当していた者は、C県の本社と相談しながら業務を行っていたようだが、すでに死亡しており、厚生年金保険料を給与から控除したか否かは不明である。」としている。

また、上記の同僚二人のうち、一人は「A社の事務員は、解散するということで昭和47年11月に全員退職扱いになったが、私は、退職することなく事務を続けた。」としているが、オンライン記録上、当該同僚はA社における厚生年金保険被保険者資格を昭和47年11月に喪失しており、別の一人は「私は、昭和48年3月からA社に勤務した。」としているが、当該同僚のA社における被保険者資格は確認できない上、当該同僚二人に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事

実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、B社は昭和48年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、前述のB社の元事務長は、「昭和48年4月の発足時は、正規職員が3人であり、強制適用の事業所ではないとの認識から、申立期間②は資格取得届を提出していなかったため、厚生年金保険料を給与から控除していない。」としている上、前述の同僚二人は共に、B社における厚生年金保険への加入は、昭和48年4月ごろではなく、しばらくしてからだと記憶している旨述べているほか、オンライン記録上、当該同僚二人のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ同年12月1日となっている。

このほか、申立期間①及び申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月から22年9月10日まで

私は、亡き夫から、生前、「A学校に在籍し、その後、B国のC学校に行き、そこで終戦を迎え、戦後すぐに、日本に戻り、昭和21年からD社で働いたが、当該事業所における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。」との話を聞いていた。

証拠となるものは無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C学校同窓会本部から申立人の妻に送付された同窓会会報の記事によると、申立人は、「投獄・逃亡の放浪2年の後、民間人として、帰国した。」と記載していることが確認できる上、同窓生のうちの一人は、「引揚げが再開されたのは昭和22年5月末だった。平成15年の同窓会会報には、申立人は昭和21年8月から同年9月には、監獄に収容されていたとの記載がある。」としているほか、別の同窓生の一人は、「同窓生の中で、戦後すぐに日本に復員して昭和21年から仕事を始めた者がいると聞いたことが無い。復員して、仕事を始めたのは22年の春以降だと思う。」としている。

また、D社における同僚は、「申立人を知っている。私は昭和22年6月に入社したが、申立人は、私の後に入社してきた。」としていることから、申立人が昭和21年12月から当該事業所に勤務していたとは考え難い。さらに、D社総務部は、「社員の人員名簿に申立人の氏名は確認できず、

申立期間に係る厚生年金保険料を納付したかどうかは不明であり、申立期間当時の事情を知る社員も確認できない。」としている上、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

加えて、D社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）に記載されている申立人の当該事業所に係る被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。